



国際 X-35 ワンデザインクラス 日本国内規定

第1条

本規定は、公益財団法人日本セーリング連盟加盟団体ならびに特別加盟団体等により開催（主催、共同主催）されるフリートレースならびにクラブレース等のレーティング・ハンディキャップシステムを用いるレースに於いて適用される。

日本 X-35 ワンデザインクラス協会 HP に公示される事により、効力を有する。

第2条

レーティングルールにより発行されるワンデザインクラスレーティング証書を用いる場合、X-35 クラス規則 2012 の以下の項目は適用しない。

1. X-35 クラス規則 C.1 (b) 項
2. X-35 クラス規則 C.2.1、C.2.2、C.2.3、C.2.4、C.2.5 項
3. X-35 クラス規則 C.11.3 項
4. X-35 クラス規則 G.1 項
5. X-35 クラス規則 G.6 項

付則

1. 本規定は、2014 年 1 月 1 日より施行される。

日本 X-35 ワンデザインクラス協会